

国空予管第1108号
平成31年4月5日

東京航空局長 殿

航 空 局 長
(公印省略)

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の
一部改正について

標記について、国土交通省大臣官房長から「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について(平成31年3月29日付国官会第24898号)のとおり一部改正する旨の通知があったので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、貴管下関係機関に対しても周知されたい。

国空予管第1108号
平成31年4月5日

大阪航空局長 殿

航 空 局 長
(公印省略)

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の
一部改正について

標記について、国土交通省大臣官房長から「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について(平成31年3月29日付国官会第24898号)のとおり一部改正する旨の通知があったので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、貴管下関係機関に対しても周知されたい。

(別添)

○「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）の一部改正について

改 正 案	現 行
<p>1 本基準の運用の基本方針について</p> <p>(1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第86条の調査を行うものであること。</p> <p>(2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第86条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするものであること。</p> <p>(3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとすること。</p> <p>イ 工事の請負契約の場合</p> <ul style="list-style-type: none">① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項② ①の適否③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否④ 当該入札者の経営状況⑤ その他必要な事項 <p>□ 製造その他についての請負契約の場合</p> <ul style="list-style-type: none">① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項② ①の適否③ 当該入札者の経営状況	<p>1 本基準の運用の基本方針について</p> <p>(1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第86条の調査を行うものであること。</p> <p>(2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第86条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするものであること。</p> <p>(3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとすること。</p> <p>イ 工事の請負契約の場合</p> <ul style="list-style-type: none">① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項② ①の適否③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否④ 当該入札者の経営状況⑤ その他必要な事項 <p>□ 製造その他についての請負契約の場合</p> <ul style="list-style-type: none">① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項② ①の適否③ 当該入札者の経営状況

④ その他必要な事項

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の11.0を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

□ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8まで（測量業務にあっては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎と

④ その他必要な事項

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の11.8を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

□ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8まで（測量業務にあっては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎と

なった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

□ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

（1）執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

なった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

□ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

（1）執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「(調査基準価格 円)」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「(調査基準価格の10分の100 円)」と記載しておくものとすること。

附 則

本通知は、平成31年10月1日以降に締結する国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）（平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが平成31年10月1日以後になされるものを含む。）から適用する。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「(調査基準価格 円)」と記載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た額を「(調査基準価格の108分の100 円)」と記載しておくものとすること。

附 則

本通知は、平成31年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

○予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて

〔国官会第367号〕
平成16年6月10日

改正	平成19年	4月	6日	国官会第	52号
同	20年	3月	31日	同	第 2051号
同	21年	4月	3日	同	第 2464号
同	22年	3月	2日	同	第 1938号
同	23年	3月	29日	同	第 2402号
同	25年	5月	14日	同	第 266号
同	25年	10月	1日	同	第 1511号
同	28年	3月	18日	同	第 4020号
同	29年	3月	14日	同	第 3861号
同	31年	3月	26日	同	第 22173号
同	31年	3月	29日	同	第 24898号

国土交通省大臣官房長から内部部局の長、施設等機関の長、特別の機関の長、地方支分部局の長、外局の長、沖縄総合事務局長あて

予算決算及び会計令第85条の基準については、平成16年6月10日付け国官会第366号により改定されたところであるが、この基準（低入札価格調査基準）の運用に関しては、下記により取り扱われたい。

記

1 本基準の運用の基本方針について

- (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第86条の調査を行うものであること。
- (2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第86条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするものであること。
- (3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項

についても行うものとすること。

イ 工事の請負契約の場合

- ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- ④ 当該入札者の経営状況
- ⑤ その他必要な事項

ロ 製造その他についての請負契約の場合

- ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 当該入札者の経営状況
- ④ その他必要な事項

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8まで（測量業務にあっては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める

割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

□ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

（1）執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

（2）予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「（調査基準価格 円）」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の110分の100 円）」と記載しておくものとすること。

附 則（平成19年4月6日国官会第52号）

本通知は、平成19年4月9日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成20年3月31日国官会第2051号）

本通知は、平成20年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成21年4月3日国官会第2464号）

本通知は、平成21年4月3日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成22年3月2日国官会第1938号）

本通知は、平成22年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成23年3月29日国官会第2402号）

本通知は、平成23年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成25年5月14日国官会第266号）

本通知は、平成25年5月16日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成25年10月1日国官会第1511号）

本通知は、平成26年4月1日以降に締結する国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）（平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが平成26年4月1日以降になされるものを含む。）から適用する。

附 則（平成28年3月18日国官会第4020号）

本通知は、平成28年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成29年3月14日国官会第3861号）

本通知は、平成29年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成31年3月26日国官会第22173号）

本通知は、平成31年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成31年3月29日国官会第24898号）

本通知は、平成31年10月1日以降に締結する国土交通省所管に係る工事及び製造その他につ

いての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）（平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが平成31年10月1日以後になされるものを含む。）から適用する。



事務連絡
平成31年3月25日

国土交通省大臣官房会計課長 殿

財務省主計局法規課長

政府調達に係る入札にあたっての消費税及び地方消費税の取扱いについて

政府調達に係る入札にあたっての消費税及び地方消費税の取扱いについては、「消費税導入後の政府調達に係る入札について（平成元年2月10日付蔵計第196号）」、「政府調達に係る入札にあたっての消費税及び地方消費税の取扱いについて（平成8年8月30日付大蔵省主計局法規課長事務連絡）」及び「政府調達に係る入札にあたっての消費税及び地方消費税の取扱いについて（平成25年10月2日付財務省主計局法規課長事務連絡）」をもって通知されているところであります。

ところで、平成24年に公布された社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）並びに平成28年に公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の規定により、平成31年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等については、消費税及び地方消費税の税率が合わせて10%（飲食料品の譲渡及び定期購読契約に基づく一定の新聞の譲渡については、8%の軽減税率）となりますので、政府調達に係る入札にあたっては、留意されるよう念のためお知らせします。

また、平成31年3月31日までに締結された工事に係る請負契約等に基づいて、その引渡し等が平成31年10月1日以後に行われるものについては、改正前の消費税及び地方消費税の税率(8%)を適用することとする経過措置が講じられていますので、あわせて留意されるようお知らせします。

なお、一の契約において、標準税率(10%)と軽減税率(8%)の適用対象が混在する入札の落札決定にあたっては、現行の電子調達システムが使用できない見込みであり、入札書に記載された金額に適用税率ごとに算出した消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする必要があるので、入札書に入札金額に加え、適用税率ごとの金額の内訳を記載させることにより、適切に対応されるよう留意願います。